

昭和37年10月5日

日本学術会議第37回総会

大学の管理制度についての声明（声明）

本会議は、第36回総会の決議によつて、大学管理制度について政府に勧告した。本会議は、ここにさきの勧告を重ねて確認するものである。

この勧告は、現在問題の焦点となつてゐる国立大学の人事に関する監督官庁の、いわゆる拒否権やさしもどし権について直接には言及していない。しかしこの勧告の精神はいまでもなくかゝる構想は全く不適当であるという前提の上に立つてゐるものである。

大学がその使命である学問の研究と教育を遂行するためには、大学の人事がその時々の政治の動向によつて左右されではならないことは明らかである。

本会議は、問題の重要性にかんがみあらためてここに声明し、状勢の推移を注視するものである。

庶発第820号 昭和37年10月9日

内閣総理大臣 池田勇人 殿

日本学術会議会長 和達清夫

平城宮跡の保存ならびに発掘調査の促進について（勧告）

標記のことについて、本会議第37回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

日本史上、いな世界史的な貴重な文化財の一つである平城宮跡の保全のために、当該地域の全面的国有地化をすみやかに達成せられたい。そこに埋もれている学術資料を確保して、その研究が有効に進められ、国有地化の緊要性が周知されるよう、今年度内に企画されている宮跡の外郭の発掘調査に特別の研究費を支出されたい。

理由

古代アジアの各國帝都宮殿の遺跡が、今日十分に保存されておらず、それぞれ、その全面的規模を復原しがたい中にあつて、いわゆる奈良の都の平城宮跡は、規模内容とともに、往時の宮廷とその生活をしのぶに足る資料をそこに埋没させてゐるが、その一端の発掘結果に従つても、十分に推測し得るところである。にもかかわらず、日本では、全般に文化財の研究と保護施策が甚だしく軽んじられ、そのための満足な経費も得られぬままで、平城宮跡もまだその全貌を明らかにするところまで調査研究がゆきとどかぬのみならず、史跡としての指定地がその3分の2程度にとどまる現状である。ために、この地域が、近代産業と交通発達に煽られて大土木工事をもつてする遺跡の破壊、資料の焼滅が必至と目されるに至つた。

この形勢にたいし、今年春以来日本建築学会、日本美術史学会、日本考古学協会、日本歴史学協会など諸学会から大きな警告が發せられたのであるが、幸い政府は、全宮跡の買収国有化をはかるための来年度予算を編成された。この上は必ずその確保を致すべく、格別な大蔵省当局の全き理解が得られるよう特段の努力をはらわれたい。かつ、この史跡のもつ重大な歴史的意義を明らかにすべく、そこに埋もれている学術資料を確保し、研究を促進し、国民もまた、その国有地化の妥当性を了解しうる

よう、今年度内に平城宮の外郭の発掘調査を企画する奈良文化財研究所をセンターとする平城宮調査発掘特別委員会の活動を支えるため、緊急に特別の研究費の支出方についても、格別の考慮を促すものである。

なお、この機会に注意したいことは、文化財保護施策を一般的に強化し、数多の貴重な文化財が煙滅しつつある現状にかんがみ、文化財保護法の改正と保護ならびに調査研究のための経費を大幅に増額することを、政府において検討されるよう望むものである。

5-54

庶発第819号 昭和37年10月9日

内閣総理大臣 池田勇人 殿

日本学術会議会長 和達清夫

関西研究用原子炉を中心とする実験所について（勧告）

標記のことについて、本会議第37回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

日本学術会議は、昭和31年11月関西研究用原子炉設置準備委員会発足の当初から、この研究炉設置に強い開心をもち、主として本会議原子力問題委員会および原子力特別委員会において、機会あるごとに討議を重ね、重要な事項については、関係者よりの要請にこたえてその見解を述べると共に、同準備委員会に委員を送るなど、研究用原子炉の実現に協力してきた。幸いに、関係者の長期にわたる努力により、先般、敷地問題は解決して、研究炉を中心とする実験場の建設が進歩しつつあることは、まことに喜ばしい。

もともと、共同利用の研究用原子炉を関西方面に一基設置するという計画は、昭和31年9月原子力委員会が策定した「原子力開発長期基本計画」において公にされたものであつて、この実験所は、その構想の当初から関西を中心とする全国の大学共同利用を目的として計画されたものである。この実験所が広く研究者の要望にこたえ、その本来の目的を円滑に果すために、京都大学附置の原子炉実験所として独立した機構を確立し、共同利用施設としての必要かつ適切な措置が速やかに講ぜられるよう勧告する。

理由

本会議は、この研究用原子炉については、関係の委員会において、討議を重ね、いくつかの実質的協力を経て来たが、遺憾ながら、従来の大学共同利用研究所の例にみられるような本会議総会の決議を経る機会を失したまま、今日に至った。

ここに、同研究炉を中心とする実験所の建設が緒についた機会をとらえ、その本来の目的が大学共同利用にあることを総会において確認するのみならず、さらに、その目的実現のためには、政府がなお一段の措置を講ずることの必要を認め勧告する次第である。